

令和 6 年 11 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴田町長 相川正光

市町村名 (市町村コード)	鶴田町 (02384)
地域名 (地域内農業集落名)	鶴田町全域 (大巻・強巻・亀田・鶴田・菖蒲川・鶴泊・大性・尾原・木筒・前中野・後中野・妙堂崎・廻堰・共栄・野木・間山・田の尻・山道・中野・胡桃館・梅林・境・横苞・松倉・沖・瀬良沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月21日 (第1回)
注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・後継者が確実に少なくなっており、耕作放棄地の増加が見込まれる。 ・果樹に関して、比較的若い人が耕作しているが、作業量が多いため現状の面積で手一杯の人が多く、規模拡大が容易にできない。 ・地区内の農業者が減少していく中で水路の泥上げや草刈り等の人員確保が課題になっている。 【地域の基礎的データ】 中心経営体:134経営体(個人127、法人5、その他団体2)

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農地の受け手に関しては、町外在住の方、新規の方も進んで受け入れる。 ・関係機関や団体と連携して、手厚い支援やアドバイスを受けられ、また、相談ができるような環境を整備し、安定した農業経営を目指す。 ・地権者それぞれの意向を踏まえて、農地の集積・集約化を行い、農作業効率改善を図る。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,087	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,087	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】		ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。
注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。 法人、認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を集積し、併せて集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、地域内の話し合いによる合意形成を基本に、各種補助事業を活用し、農用地の大区画化・用排水路の整備等のための基盤整備事業を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な担い手を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関や団体と一体となって農用地の効率的かつ総合的な利用を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業の共同化を図るため、農業協同組合や民間への委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--